

# 運営基準に基づく 計画・指針と研修・訓練 【全サービス共通】

- 1 運営基準とは
- 2 計画の策定・指針の整備、委員会の開催、  
研修・訓練の実施
- 3 具体的・効果的な研修・訓練の工夫

# 1 運営基準とは

「運営基準」とは、介護保険法に基づいて厚生労働省が発出する省令などを指し、介護保険に基づく事業を運営する事業者が、遵守しなければならないルールです。

運営基準には、人員・設備・運営に関する項目があり、これらを遵守できていない場合は減算や指定取消などのペナルティが課せられることとなります。



# 1 運営基準とは 法令等の構造



# 1 運営基準とは

法令等データベースサービス - 法令検索 -

トップページ > 法令検索: 目次 (体系) 検索

第10編 老健 第1章 老健

該当件数: 182件中 21件~ 40件

本文詳細検索  
検索式設定

検索実行 設定クリア

前の20件 次の20件

件名	制定年月日	種別・番号
・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	◆平成11年03月31日	厚生省令第38号
・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	◆平成11年03月31日	厚生省令第39号
・介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	◆平成11年03月31日	厚生省令第40号

言語切替 日本語

厚生労働省  
Ministry of Health Labour and Welfare

ホーム

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報

福祉・介護 介護サービス関係Q&A

「人員・設備及び運営基準」及び「報酬算定基準」等に関するQ&A

言語切替 日本語

厚生労働省  
Ministry of Health Labour and Welfare

ホーム

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護・高齢者福祉分野のトピックス > 介護保険最新情報掲載ページ

## 介護保険最新情報掲載ページ

### ○介護保険最新情報の掲載一覧

令和3年1月1日以降に発出された介護保険最新情報を下記に掲載いたします。

※令和2年12月31日までに発出された介護保険最新情報については、「WAM.NET（独立行政法人福祉医療機構HP）」をご参照ください。

○前 介護保険最新情報Vol.1360（科学的介護情報システム（LIFE）第2回説明会の実施について）【509KB】  
（令和7年2月28日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）

○前 介護保険最新情報vol.1359（東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の感免措置に対する財政支拂の延長等について）【354KB】  
（令和7年2月28日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）

- 政策について
- 分野別の政策一覧
- 健康・医療
- 福祉・介護
- 障害者福祉
- 生活保護・福祉一般
- 介護・高齢者福祉

KOBE

ホーム > 事業者の方へ > 各業種へのご案内 > 介護サービス事業 > 神戸市の規定・様式類 > 介護サービス事業等の運営等の基準条例

## 介護サービス事業等の運営等の基準条例

最終更新日：2024年7月16日

### 介護サービス事業の運営等に関する基準条例

- 介護サービス事業の人員・設備等に関する基準は、条例で定めることとされています。
- 条例は、厚生労働省令に基づいて制定していますが、一部に神戸市独自の基準等を盛り込んでいます。

### 神戸市の条例

#### 介護保険法に基づく条例

- 神戸市指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関

運営基準に基づく計画・指針と研修・訓練

## 2 計画の策定・指針の整備、委員会の開催、 研修・訓練の実施

- (1) 業務継続計画（感染症・災害）
- (2) 非常災害対策
- (3) 感染症予防及びまん延防止
- (4) 身体的拘束適正化
- (5) 高齢者虐待防止
- (6) 事故発生の防止及び発生時対応\*

\*指針の整備等の措置は施設系サービスのみ

施設・事業所ごとに  
実施が義務付けられて  
います！



2 計画の策定・指針の整備、委員会の開催、研修・訓練の実施

## (1) 業務継続計画（感染症・災害）

### 業務継続計画（BCP）とは

● 業務継続計画（**Business Continuity Planning**）とは、

感染症や非常災害の発生時において、

①利用者に対するサービスの提供を**継続的に実施**する

ための、及び

②非常時の体制で**早期の業務再開**を図る

ための計画

2 計画の策定・指針の整備、委員会の開催、研修・訓練の実施

## 介護サービス事業所における業務継続計画の重要性

- 感染症や災害の発生により、利用者に適切なサービスを提供できなくなる  
→入所者・利用者の健康・身体・生命の維持に重大な影響を及ぼす（発災当日から）

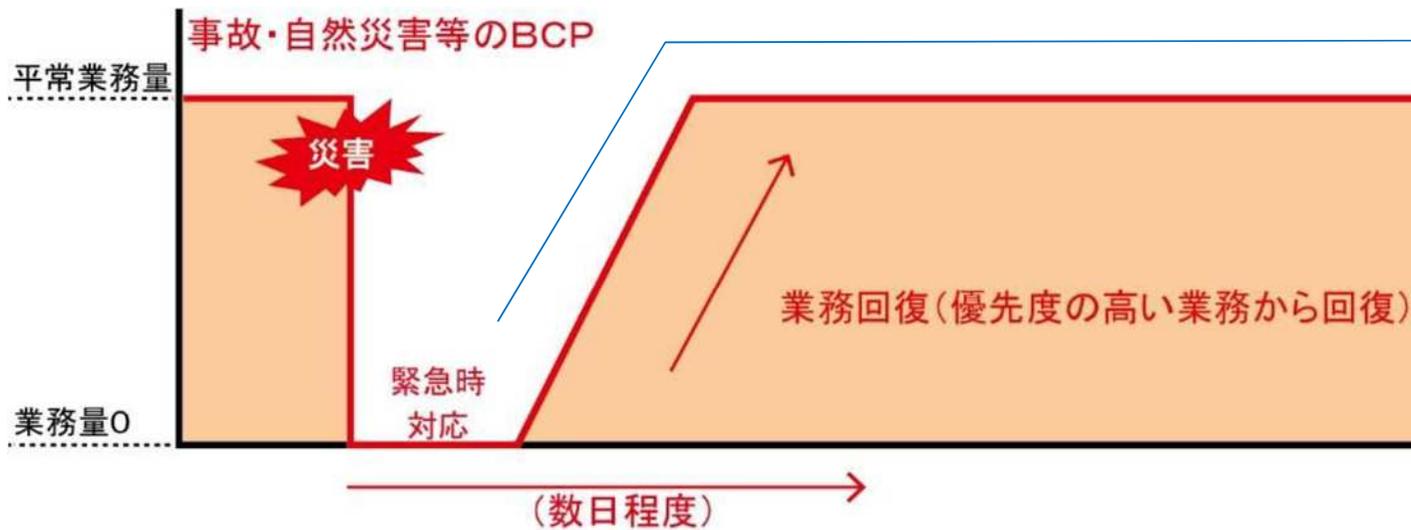
早期の事業復旧が不可欠

あらかじめ計画を作り、  
発生に備える

2 計画の策定・指針の整備、委員会の開催、研修・訓練の実施

# 介護サービス事業所における業務継続計画の重要性

- 災害と新型コロナウイルス感染者の発生後業務量の時間的経過に伴う変化  
(厚生労働省：介護施設・事業所における業務継続ガイドライン)



大規模災害の場合、医療・介護事業の回復が遅れると、災害関連死の増加につながる。

(関連死/直接死)

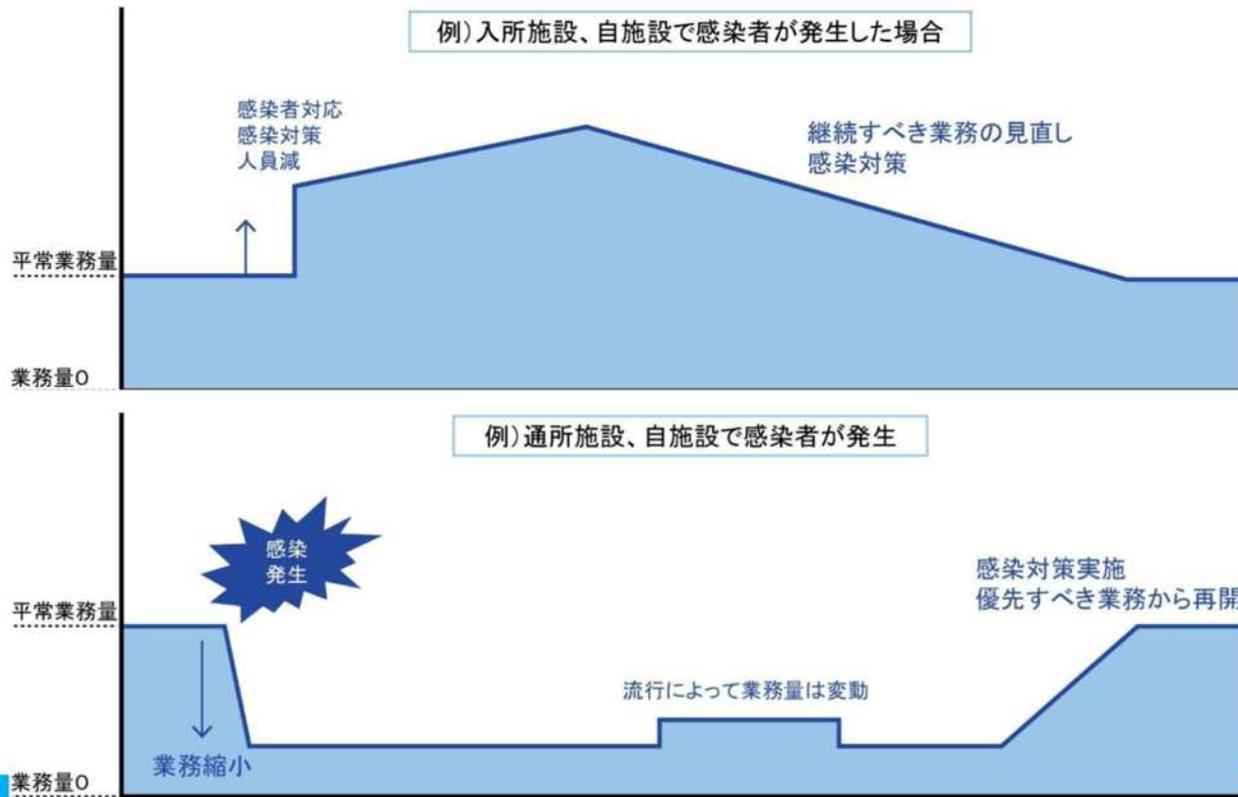
- ・ 阪神淡路大震災 919/ 5,483
- ・ 東日本大震災 3,775/15,899
- ・ 熊本地震 218/ 50
- ・ 能登半島地震 287/ 228

自然災害が発生すると、インフラ停止などによる通常業務の休止や、避難誘導・安否確認などによる災害時業務の発生のため、通常の業務量が急減する。

## 2 計画の策定・指針の整備、委員会の開催、研修・訓練の実施

# 介護サービス事業所における業務継続計画の重要性

- 災害と新型コロナウイルス感染者の発生後業務量の時間的経過に伴う変化  
(厚生労働省：介護施設・事業所における業務継続ガイドライン)



感染症では感染により従業員が減っても通常業務が急減することではなく、むしろ感染対策等の業務が一時的に増加し、その後対応可能な業務量が徐々に減少していくものと想定される。

職員不足時においては健康・身体・生命を守る機能を優先的に維持しつつ、感染者（感染疑いを含む）が施設・事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続させることが目的となる。

## 2 計画の策定・指針の整備、委員会の開催、研修・訓練の実施

# 運営基準上の業務継続計画（BCP）策定義務

### 義務化の内容

1. 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、計画に従って必要な措置を講じること
2. 事業者は、従業者に対し業務継続計画を周知し、研修と訓練を定期的 to 実施すること
3. 事業者は、定期的 to 業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと



次ページから  
ポイント解説！

2 計画の策定・指針の整備、委員会の開催、研修・訓練の実施

## 運営基準上の業務継続計画（BCP）策定義務

①計画は「感染症編」「非常災害編」の2つ作成する

1. 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、計画に従って必要な措置を講じること

②計画には、平時の準備と、発生時に優先する業務、平時の状態に戻すプロセスなどを盛り込む

③措置には、非常時の体制（班編成や役割分担など）、備蓄品の確保（感染対策用資器材・飲料水・非常食など）などのソフト対策のほか、建物の耐震化、消火設備や非常用発電設備の整備などのハード対策などが含まれる

2 計画の策定・指針の整備、委員会の開催、研修・訓練の実施

## 運営基準上の業務継続計画（BCP）策定義務

① 回覧のサインなど、客観的に分かる形で全従業員に周知すること

2. 事業者は、従業員に対し業務継続計画を周知し、研修と訓練を定期的に実施すること

③ 「感染症」「非常災害」それぞれの計画ごとに「研修」と「訓練」の両方の実施が必要

② 訓練はシミュレーションが原則であることから、研修とは明確に分けること（同日に続けて実施するのはOK）

## 1 業務継続計画の策定

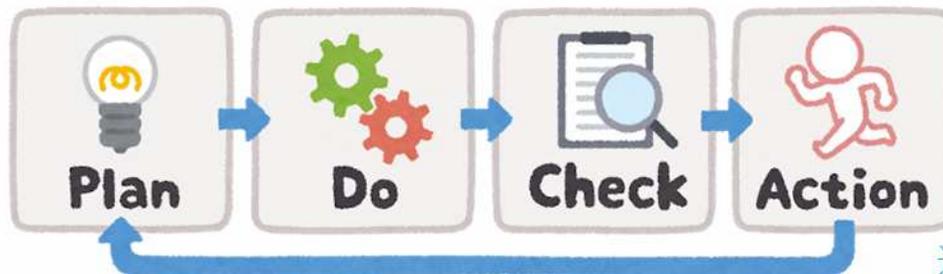
## 運営基準上の業務継続計画（BCP）策定義務

①初回作成年月日、改定ごとに改定年月日を記載すること

3. 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと

③訓練の実施ごとに検証を行い、修正を加えていくこと（PDCAサイクルの実施）  
また、従業員の異動ごとに体制を再確認、見直しを行うこと

②義務化以降も策定していなければ減算対象となるので注意！



2 計画の策定・指針の整備、委員会の開催、研修・訓練の実施

## 運営基準上の業務継続計画（BCP）策定義務

★業務継続計画の具体的記載内容（解釈通知）★

### ● 感染症に係る業務継続計画の場合

- ① 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- ② 初動対応
- ③ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）



### ● 災害に係る業務継続計画の場合

- ① 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- ② 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- ③ 他施設及び地域との連携



## 2 他の運営基準項目との関係

## 「研修」と「訓練」の実施

	計画策定	研修	訓練	計画変更
感染症BCP	要 ※未策定減算対象	年2回or 年1回以上 +新採時	年2回or 年1回以上	記録要
災害BCP	要 ※未策定減算対象	年2回or 年1回以上 +新採時	年2回or 年1回以上	記録要

「年2回以上」とある場合、感染症（研修・訓練）、災害（研修・訓練）を、**それぞれ2回ずつ**実施しなければならない

## 2 他の運営基準項目との関係

# 「研修」と「訓練」の実施

### ● 業務継続計画（BCP）では研修と訓練の実施も義務化

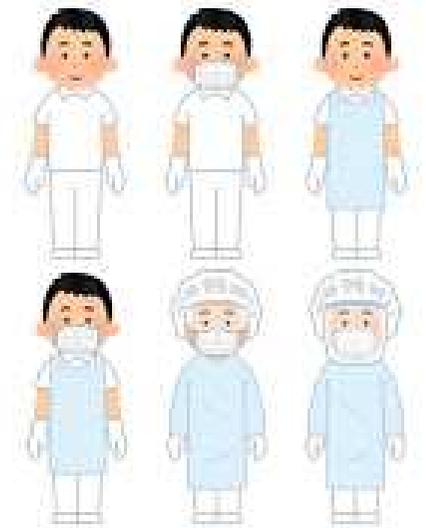
- ① 感染症BCPの研修
- ② 感染症BCPの訓練
- ③ 災害BCPの研修
- ④ 災害BCPの訓練

※ 上記4種類をしっかりと分けて実施し記録すること

※ 全従事者を対象に実施すること

※ 「研修」では、業務継続計画の**具体的内容の共有**、平常時の対応の必要性や緊急時の対応に係る**理解の励行**を行う

※ 「訓練」では、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等**シミュレーション**を行う



## 2 他の運営基準項目との関係

# 「研修」と「訓練」の実施

### ● 運営指導でよく見られる点

- ①「感染症」「非常災害」の片方しか実施できていない
- ②「研修」と「訓練」のどちらかしか実施できていない
- ③全従業員が参加していない（欠席者に説明等をしていない）
- ④法人内で合同で実施しているが、全従業員が参加していない
- ⑤規定の回数実施できていない
- ⑥内容の理解度を確認するプロセスがない

## 2 計画の策定・指針の整備、委員会の開催、研修・訓練の実施

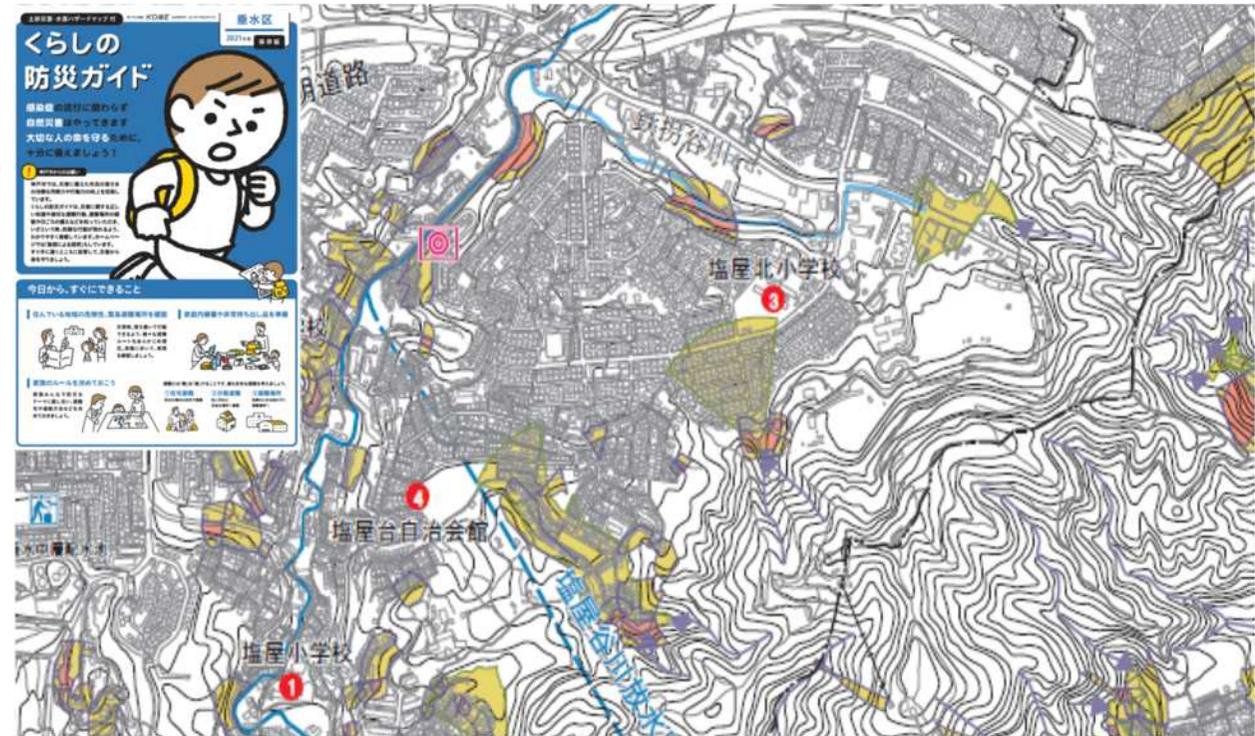
### (2) 非常災害対策

非常災害対策は、

- ①消火設備その他必要な設備の設置\*施設系サービスのみ
- ②非常災害に関する具体的計画の策定
- ③非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備
- ④②③の定期的な従業員への周知
- ⑤定期的な避難、救出その他必要な訓練の実施
- ⑥訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携

## 2 計画の策定・指針の整備、委員会の開催、研修・訓練の実施 事業所の立地から注意すべき災害を確認する

- 非常災害計画を策定する際は、火災・地震（津波）・風水害を想定すること。
- 風水害では、まず事業所の立地から注意すべき災害（洪水、土砂災害など）をハザードマップで確認し、警戒区域等に入っている場合には特に対策を講じる必要がある。



## 2 計画の策定・指針の整備、委員会の開催、研修・訓練の実施 実効性のある訓練を実施する

過去の地震や豪雨災害では、特別養護老人ホームの入居者の避難が遅れ、多数亡くなるという痛ましい被害が発生

居宅サービスであっても、もしものときに速やかに行動できるよう、実効性のある訓練を実施

地域住民の協力や消防署の指導など



2 計画の策定・指針の整備、委員会の開催、研修・訓練の実施

### (3) 感染症（食中毒）予防及びまん延防止

感染症の予防及びまん延の防止は、「衛生管理等」の条文の中に規定  
(施設系サービスでは食中毒の予防も含まれる)



- ①委員会の定期的な開催
- ②指針の整備
- ③従業者に対する研修・訓練の定期的な実施



2 計画の策定・指針の整備、委員会の開催、研修・訓練の実施

## ①感染症予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会

### 委員会で協議する内容

委員会は3月に1回以上/6月に1回以上\*開催する

\*サービスによって異なる

- ・事業所における感染課題を明確にし、問題意識を共有・解決する
- ・感染対策の方針・計画を定める
- ・感染予防に関する決定事項や具体的対策を事業所全体に周知する

など

**※委員会の決定事項や具体的対策は従業員全員に周知し、周知した記録を残すこと**

運営基準に基づく計画・指針と研修・訓練 | 022



2 計画の策定・指針の整備、委員会の開催、研修・訓練の実施

## ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針

### 指針に盛り込む内容

- i 平常時の対策
    - 事業所内の衛生管理（環境の整備等）
    - ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策等）
  - ii 発生時の対応
    - 発生状況の把握
    - 感染拡大の防止
    - 医療機関や保健所等関係機関との連携、連絡体制
    - 行政等への報告
    - 事業所内の連絡体制
- など

2 計画の策定・指針の整備、委員会の開催、研修・訓練の実施

### ③感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練

#### 研修の内容

- ・ 感染対策の基礎的内容
- ・ 施設・事業所における衛生管理の徹底
- ・ 衛生的なケアの励行

#### 訓練の内容

- ・ 施設・事業所内での役割分担の確認
  - ・ 感染対策をした上でのケアの演習
- など



## 2 計画の策定・指針の整備、委員会の開催、研修・訓練の実施

### (4) 身体的拘束適正化

- 全てのサービスにおいて、利用者または他の利用者等の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は禁止
- さらに施設系サービス、一部の居宅系サービスにおいては、身体的拘束等の適正化を図るための措置として、

- ① 委員会の定期的な開催
- ② 指針の整備
- ③ 従業者に対する研修の定期的な実施

が義務付けられている



2 計画の策定・指針の整備、委員会の開催、研修・訓練の実施

# 措置の対象となるサービス

施設系サービス	居宅系サービス
短期入所生活介護	小規模多機能型居宅介護
短期入所療養介護	認知症対応型共同生活介護
特定施設入居者生活介護	看護小規模多機能型居宅介護
地域密着型特定施設入居者生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	
介護老人福祉施設	
介護老人保健施設	
介護医療院	



## 2 計画の策定・指針の整備、委員会の開催、研修・訓練の実施

## ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

委員会は、3月に1回以上開催し、以下の内容について検討

- イ 報告様式の整備
  - ロ 従業者は発生ごとにその状況、背景等を記録し、イ様式に従って報告すること
  - ハ ロによって報告された事例の集計、分析
  - ニ 発生時の状況等を分析し、発生原因、結果等をとりとまとめ、事例の適正性と適正化策を検討すること
  - ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること
  - ヘ 適正化を講じた後にその効果について評価すること
- など



2 計画の策定・指針の整備、委員会の開催、研修・訓練の実施

## ②身体的拘束等の適正化を図るための指針

### 指針に盛り込む内容

- イ 施設・事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ロ 身体的拘束等適正化検討委員会その他施設・事業所内の組織に関する事項
- ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ニ 施設・事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
- ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ヘ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

2 計画の策定・指針の整備、委員会の開催、研修・訓練の実施

### ③ 身体的拘束等の適正化のための研修

#### 研修の内容

- ・ 身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を啓発
- ・ 指針に基づいた適正化の徹底

#### 研修の時期

- ・ 指針に基づき研修プログラムを作成、実施（年2回以上必須）
- ・ 新規採用時に実施（必須）

2 計画の策定・指針の整備、委員会の開催、研修・訓練の実施

## (5) 高齢者虐待防止

- 全てのサービスにおいて、高齢者虐待防止のための措置として、
  - ①委員会の定期的な開催
  - ②指針の整備
  - ③従業者に対する研修の定期的な実施
  - ④①～③を適切に実施するための担当者の配置

が義務付けられている

**※①～④全て実施していなければ減算対象**



## 2 計画の策定・指針の整備、委員会の開催、研修・訓練の実施

### ①虐待の防止のための対策を検討する委員会

委員会は、**定期的**に開催し、以下の内容について検討

- イ 虐待防止検討委員会その他施設・事業所内の組織に関すること
- ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること



## 2 計画の策定・指針の整備、委員会の開催、研修・訓練の実施

### ②虐待の防止のための指針

#### 指針に盛り込む項目

- イ 施設・事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他施設・事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

## 2 計画の策定・指針の整備、委員会の開催、研修・訓練の実施

### ③虐待の防止のための研修

神戸市ホームページより

「施設・事業所における人権の擁護及び高齢者虐待防止研修の実施について（ガイドライン）」を参照

#### 研修の内容

- ・虐待等の防止のための基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発
- ・指針に基づいた虐待防止の徹底

#### 研修の時期

- ・指針に基づき研修プログラムを作成、実施（年2回以上\*必須）
- ・新規採用時に実施（必須）

\*認知症対応型共同生活介護以外の  
居宅系サービスは年1回以上

### ④担当者の配置

虐待の防止のための措置（①～③）を適切に実施するための  
担当者を置く



## 2 計画の策定・指針の整備、委員会の開催、研修・訓練の実施

**(6) 事故発生の防止及び発生時対応**

- 施設系サービス\*において、事故発生防止及び発生時のための措置として、

\*短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護 以外

- ① 指針の整備
- ② 発生時における報告と改善策の周知徹底の体制の整備
- ③ 委員会の定期的な開催
- ④ 従業者に対する研修の定期的な実施
- ⑤ ①～④を適切に実施するための担当者の配置

が義務付けられている

**※①～⑤全て実施していなければ減算対象**



## 2 計画の策定・指針の整備、委員会の開催、研修・訓練の実施

### ① 事故発生の防止のための指針

#### 指針に盛り込む項目

- イ 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方
- ロ 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項
- ハ 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 施設内で発生した介護事故、ヒヤリハット事例等の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針
- ホ 介護事故等発生時の対応に関する基本方針
- ヘ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ト その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

## 2 計画の策定・指針の整備、委員会の開催、研修・訓練の実施

### ②事実の報告及びその分析を通じた改善策の職員に対する周知徹底

- イ 介護事故等について報告するための様式を整備すること
  - ロ 介護職員その他の従事者は、介護事故等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、介護事故等について報告すること
  - ハ 事故発生の防止のための委員会においてロにより報告された事例を集計し、分析すること
  - ニ 事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討すること
  - ホ 報告された事例及び分析結果を従事者に周知徹底すること
  - ヘ 防止策を講じた後に、その効果について評価すること
- など

2 計画の策定・指針の整備、委員会の開催、研修・訓練の実施

### ③ 事故防止検討委員会

定期的に開催し、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する

### ④ 従業者に対する研修の定期的な実施

#### 研修の内容

- ・ 事故発生防止のための基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発
- ・ 指針に基づいた安全管理の徹底

#### 研修の時期

- ・ 指針に基づき研修プログラムを作成、実施（年2回以上必須）
- ・ 新規採用時に実施（必須）

### ⑤ 担当者の配置

事故発生防止等の措置（①～④）を適切に実施するための担当者を置く



## 2 計画の策定・指針の整備、委員会の開催、研修・訓練の実施



検索



ホーム > 事業者の方へ > 各業種へのご案内 > 介護サービス事業 > 神戸市の規定・様式類 > 事故発生時の報告（介護保険）

### 事故発生時の報告（介護保険）

最終更新日：2025年2月14日

サービス提供時に事故または高齢者虐待（疑い）が発生した場合は、以下のマニュアルに基づいて事故報告をしてください。

#### 事故報告フォーム

事故が発生した場合は、事故報告フォームから報告してください。

[事故報告フォーム](#)

※ブラウザはGoogleChromeを推奨します。使用できない場合、メールなどで報告してください。

※神戸市へ報告した内容は、印刷・画面保存などにより保管してください。

※緊急および虐待（疑い）の場合は、福祉局監査指導部まで電話でご一報ください。

質問する

The screenshot shows the 'FormBridge' interface for reporting accidents or suspected elderly abuse. The title is '介護保険及び老人福祉施設等事業者における事故報告・高齢者虐待（疑い）報告'. The form includes several input fields: '事業所検索用（事業所名称を入力してください。一部でも検索可能です）' with a search button, '事業所・施設名\*', '事業所・施設住所', '電話番号\*', 'FAX番号', and '事業所番号'. There are also dropdown menus for 'サービス種類（介護保険）' and 'サービス種類（介護保険外）', both with '選択してください' as a placeholder. At the bottom, there is a field for 'サービス種類（その他の場合）'.

### 3 具体的・効果的な研修・訓練の工夫

業務継続計画（災害）

非常災害対策

業務継続計画（感染症）

感染症予防及びまん延防止

近い内容のものは  
組み合わせて実施すると  
理解しやすい！





3 具体的・効果的な研修・訓練の工夫

**(1) 業務継続計画（災害） + 非常災害対策**

	業務継続計画（災害）	非常災害対策
研修	①平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） ②緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） ③他施設及び地域との連携	火災、風水害、地震等の災害への具体的対応（消防への通報、消火、救出、避難についての手順の確認）
訓練	人員、物資の不足、ライフライン停止の場合の対応、優先業務への対応、平常時の状態に戻すまでの期間設定など	消防への通報、消火、救出、避難訓練など

**※どちらの内容も盛り込まれていなければ一体的に実施したとはいえない**

3 具体的・効果的な研修・訓練の工夫

(2) 業務継続計画（感染症） + 感染症の予防及びまん延の防止

	業務継続計画（感染症）	感染症の予防及びまん延の防止
研修	①平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） ②初動対応 ③感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）	感染対策の基礎的内容等の適切な知識の啓発、指針に基づいた衛生管理の徹底、衛生的ケアの励行など
訓練	従業者の感染等により通常の人員体制では不足する場合を想定し、優先業務への対応、平常時業務に戻すまでの期間設定など	事業所内の役割分担の確認や感染対策をした上でのケアの演習など



※どちらの内容も盛り込まれていなければ一体的に実施したとはいえない

ご視聴ありがとうございました。  
引き続き各動画・ホームページに掲載の資料をご確認ください。

